

電気の規制料金に係る審査について

2023年2月13日（月）

経済産業省

電力・ガス取引監視等委員会事務局



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 電力自由化と規制料金（特定小売供給約款料金）

2. 規制料金の審査の枠組み

3. 各事業者の申請概要

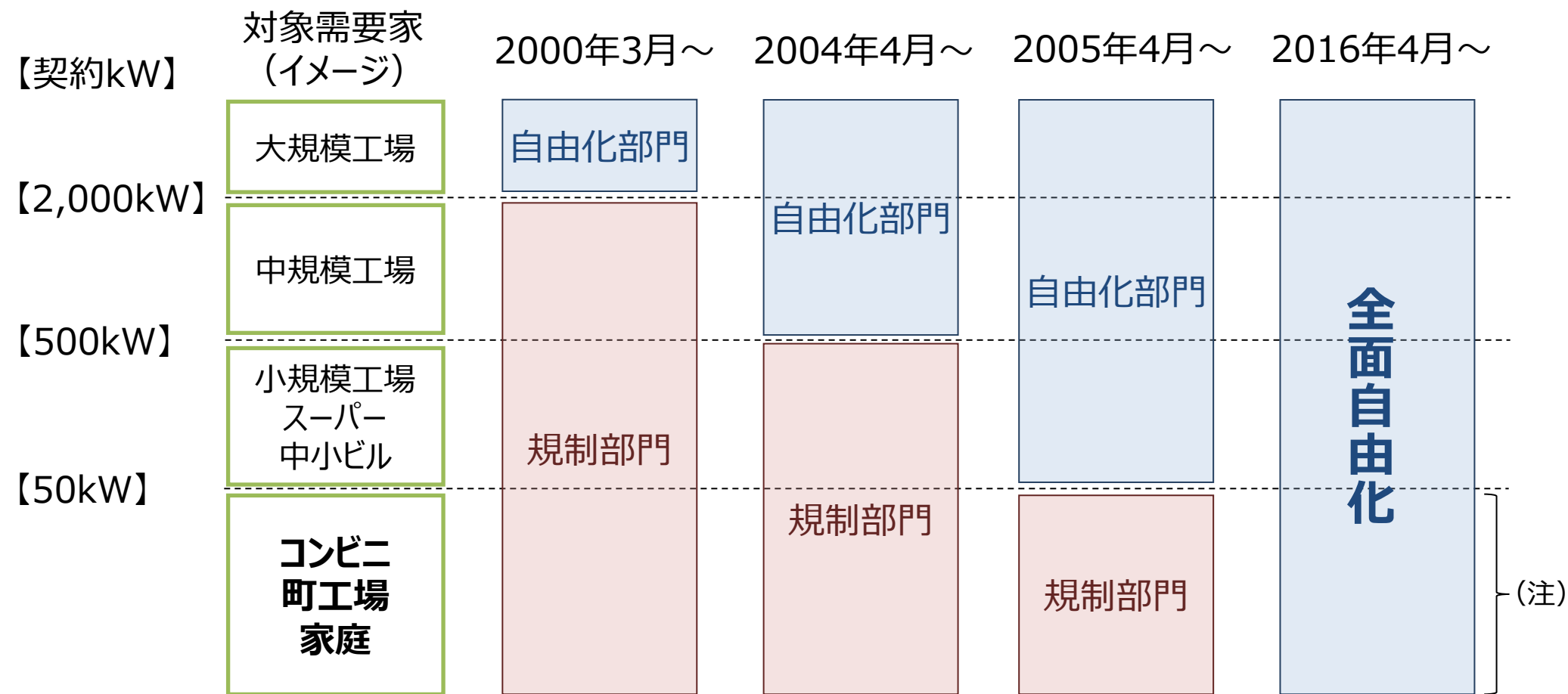
4. 料金制度専門会合における審査状況

5. 公聴会及び「国民の声」

【参考】各審査項目に係る現時点での主な論点

電力の小売全面自由化の経緯と規制料金の位置づけ

- 2000年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）が進められてきた。
- 2016年4月からは、一般家庭やコンビニ等を含めた全ての需要家が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。ただし、需要家保護の観点から、規制料金が残されている。

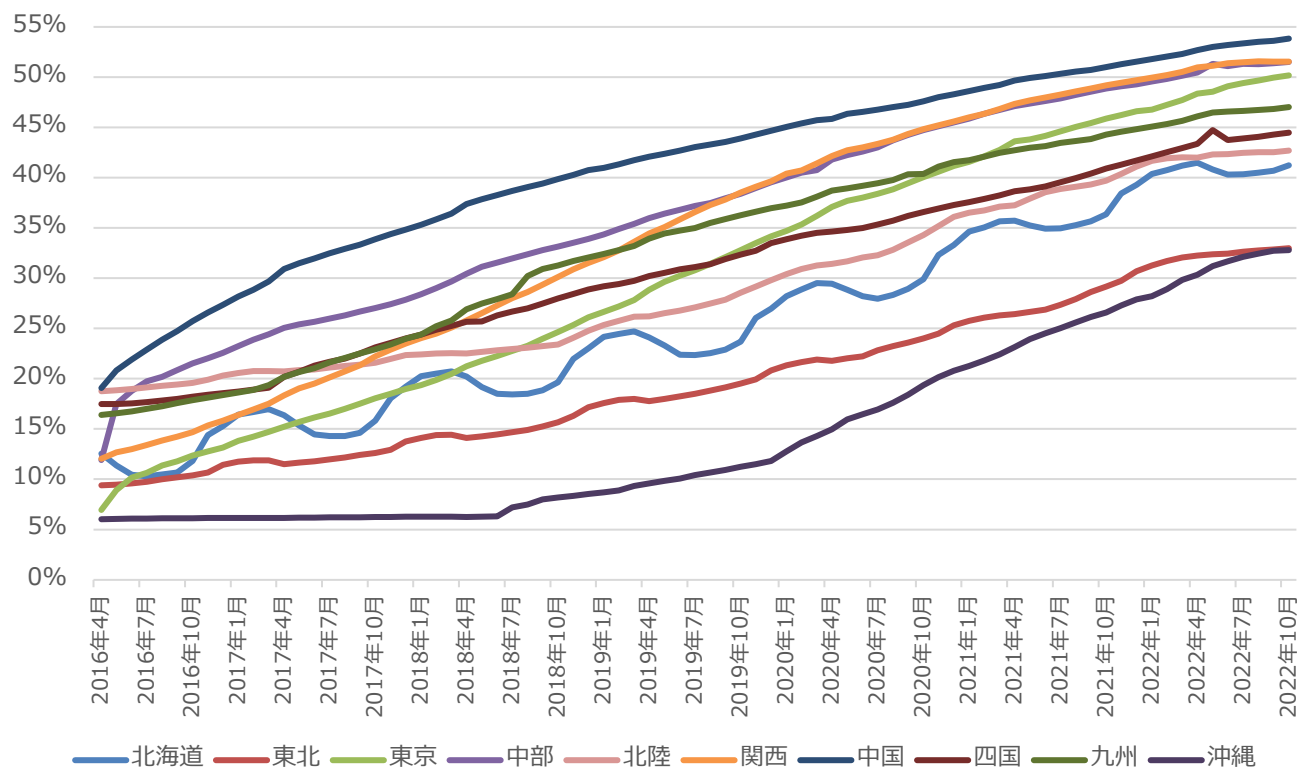


(注) 需要家保護のため、経過措置として、少なくとも2020年まで規制料金を残すこととされ、今日まで存置（需要家は規制料金も選択可能）。

規制料金から自由料金・新電力へのスイッチング状況

- 規制料金から自由料金・新電力へのスイッチングは、エリア毎にばらつきがあるものの、総じて見れば継続的に上昇し、2022年10月時点で、全国48.0%となっている。

規制料金からのスイッチング割合



	2022年10月
北海道	41.2%
東北	33.0%
東京	50.2%
中部	51.5%
北陸	42.7%
関西	51.5%
中国	53.8%
四国	44.5%
九州	47.0%
沖縄	32.8%
全国	48.0%

(出所) 発受電月報、電力取引報
 (備考) 低圧：契約口数ベース

※沖縄は、低圧電灯のみで算出

1. 電力自由化と規制料金（特定小売供給約款料金）

2. 規制料金の審査の枠組み

3. 各事業者の申請概要

4. 料金制度専門会合における審査状況

5. 公聴会及び「国民の声」

【参考】各審査項目に係る現時点での主な論点

規制料金（特定小売供給約款料金）の位置づけ

- 2016年4月の電力小売全面自由化に際しては、大手電力会社による「規制なき独占」に陥る事態を防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じることとされた。
- 当該経過措置は、2020年3月末をもって撤廃されたものの、同年4月以降は、「電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるもの」として経済産業大臣が指定した大手電力会社の供給区域において、引き続き、規制料金（特定小売供給約款料金）が存続されている。
（※昨年6月時点では、契約口数ベースで低圧の約5割が規制料金。）
- 大手電力会社は、規制料金について、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則に基づいて特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることが必要であり、これを変更しようとするときも、認可が必要である。
- また、改正法附則において、経済産業大臣は、申請のあった特定小売供給約款が以下のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならないこととされている。
 - ① 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
 - ② 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - ③ みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ④ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

特定小売供給約款の変更認可申請に係る意見聴取

- 昨年11月に、改正法附則第18条第1項の規定に基づいて、**大手電力会社（みなし小売電気事業者）5社**（東北・北陸・中国・四国・沖縄）から経済産業大臣に対して、**特定小売供給約款の変更認可申請**が行われた。その上で、改正法附則第25条の5第1項第1号の規定に基づき、**経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会**（以下「委員会」という。）**に対して、同申請に係る意見聴取**があり、現在、料金制度専門会合で御審議をいただいているところ。
- また、本年1月に、新たに**大手電力会社2社**（北海道・東京）から、**特定小売供給約款の変更認可申請**が行われ、上記の5社と同様に、**経済産業大臣から委員会に対する意見聴取**があった。

変更認可申請日及び意見聴取日

申請事業者		事業者から経済産業大臣 への変更認可申請日	経済産業大臣から委員会 への意見聴取日
①	東北電力株式会社	2022年11月24日	2022年12月1日
②	中国電力株式会社	2022年11月25日	
③	四国電力株式会社	2022年11月28日	
④	沖縄電力株式会社	2022年11月28日	
⑤	北陸電力株式会社	2022年11月30日	
⑥	東京電力エナジー パートナー株式会社	2023年1月23日	2023年1月30日
⑦	北海道電力株式会社	2023年1月26日	

電力・ガス取引監視等委員会における今後の対応

- 経済産業大臣からの意見聴取を踏まえ、今月3日に開催された委員会において、**大手電力会社計7社からの特定小売供給約款の変更認可申請**（以下「本申請」という。）**に係る査定方針案等**について、**料金制度専門会合**（以下「当会合」という。）で**中立的・客観的かつ専門的な観点で検討**することとされたところ。
- これを受け、当会合では、本申請に係る特定小売供給約款料金が、「**みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則**（平成28年経済産業省令第23号）」に**則って算定**されていることを前提に、「**みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領**（平成28年4月制定）」に**照らして妥当なものであるか**、御検討をいただく。
- 具体的には、料金の算定・審査フロー（※次ページを参照）に沿って、本申請を行った各みなし小売電気事業者から申請内容を聴取し、査定方針案を御検討いただく。（※当会合で取りまとめた査定方針案は、委員会に報告し、委員会における審議を経て、経済産業大臣に対して意見回答が行われることとなる。）
- なお、当会合の検討過程では、改正法附則第22条に基づく「**公聴会**」や経済産業省が募集する「**国民の声**」を通じて寄せられた御意見や、**関係省庁等からの御意見を踏まえる**こととする。

特定小売供給約款料金の算定・審査フロー

<前提条件>

- 経営効率化努力
【取組の例】
 - ・新技術導入
 - ・資材調達効率化等
- 電力需要の想定
- 電源確保の計画

<費用の精査>

支出
(営業費)

- 人件費
- 燃料費
- 購入電力料
- 減価償却費
- 修繕費
- 原子力バックエンド費用 等

収入
(控除収益)

- 販売電力料 等

資金調達コスト
(事業報酬)

託送料金制度
(レベニューキャップ)

<費用の配賦・レートメイク>

非ネットワーク費用
(自由化部門)

非ネットワーク費用
(規制部門)

ネットワーク費用
(託送料金)

小売料金
(規制部門)

<認可後>

- 電気事業監査
各大手電力の業務・
経理の状況を監査
- 事後評価
規制部門の利益率が
必要以上に高くなって
いないか等を確認
- 部門別収支
自由化部門の赤字を
規制部門で補填して
いないか等を確認

【参考】参照条文①

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～8 （略）

（公聴会）

第二十二條 経済産業大臣は、附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十三条第三項（特定小売供給約款に係るものに限る。）又は附則第十七条第一項（指定旧供給区域の増加に係るものに限る。）、第十八条第一項若しくは第二十条第一項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かななければならない。

第二十五条の五 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

一 附則第九条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第二十条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二～六 （略）

2 （略）

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号）

（認可料金の原価等の算定）

第二条 改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定しようとするみなし小売電気事業者（以下「事業者」という。）は、四月一日又は十月一日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、当該原価算定期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならない。

2・3 （略）

【参考】参照条文②

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（平成28年4月制定）

第1章 総則

1. 基本方針

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第18条第1項に定める特定小売供給約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

- (1) この審査に当たっては、認可の申請がなされた特定小売供給約款料金が、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号。以下「算定規則」という。）に則って算定されていることを前提とする。
- (2) 算定規則第2条における「電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）」の算定については、みなし小売電気事業者（以下「事業者」という。）が申請した原価等について、その適正性を審査した上、当該申請を行った事業者（以下「申請事業者」という。）及び他の事業者が認可を受け又は届け出た原価等を勘案して、経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行うものとする。
- (3) 算定規則における「料金の算定」（算定規則第2章第2節）については、料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められ、かつ、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものとならないよう、審査を行うものとする。
- (4) これらの審査の結果については、申請事業者に対して指摘するものとする。
- (5) この指摘を踏まえ、申請事業者が申請を適正に補正したと認められる場合の当該申請に係る料金は、改正法附則第18条第2項の認可要件に適合していると認められるものとする。

2. 用語の意義（略）

3. 原価算定期間

算定規則第2条における原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年とすることも認める。

1. 電力自由化と規制料金（特定小売供給約款料金）

2. 規制料金の審査の枠組み

3. 各事業者の申請概要

4. 料金制度専門会合における審査状況

5. 公聴会及び「国民の声」

【参考】各審査項目に係る現時点での主な論点

各事業者の申請概要

- 各事業者の申請原価と現行原価との内訳別の比較は、以下のとおり。

(単位：億円、単位未満は四捨五入)

原価算定期間	北海道			東北			東電EP			北陸			中国			四国			沖縄		
	今回 23-25	現行 13-15	差	今回 23-25	現行 13-15	差	今回 23-25	前回 12-14	差	今回 23-25	現行 08	差	今回 23-25	現行 08	差	今回 23-25	現行 13-15	差	今回 23-25	現行 08	差
燃料費	3,582	2,098	1,484	11,299	4,938	6,360	-	24,538	▲24,538	3,992	1,023	2,969	5,468	2,910	2,558	2,446	1,279	1,167	971	394	577
購入電力料	1,940	912	1,028	8,963	3,540	5,423	67,097	7,898	59,199	2,038	413	1,625	4,868	1,710	3,158	2,320	641	1,679	507	139	367
販売電力料	▲934	▲34	▲901	▲7,107	▲2,065	▲5,042	▲15,310	▲1,551	▲13,759	▲2,192	▲618	▲1,574	▲2,248	▲263	▲1,985	▲1,744	▲180	▲1,564	▲135	-	▲135
人件費	229	208	21	459	472	▲13	261	1,241	▲981	241	227	15	291	457	▲166	195	224	▲29	66	87	▲21
修繕費	434	540	▲107	868	722	145	1	1,686	▲1,685	415	337	79	488	438	51	317	309	7	80	85	▲5
減価償却費	355	537	▲182	971	1,002	▲31	98	2,779	▲2,682	329	642	▲312	701	525	176	329	283	45	87	92	▲6
その他経費	736	538	198	1,191	1,038	153	1,040	3,488	▲2,448	514	310	204	783	661	122	631	525	105	72	104	▲33
公租公課	208	195	14	481	363	117	141	1,014	▲873	200	193	7	308	255	53	166	136	30	31	23	8
原子力バック エンド費用	46	56	▲10	155	24	131	-	-	-	57	46	11	114	102	12	151	88	63	-	-	-
事業報酬	323	278	45	660	536	124	299	1,726	▲1,427	255	290	▲36	527	268	259	208	190	17	62	52	9
控除収益	▲127	▲52	▲75	▲161	▲91	▲70	▲62	▲341	279	▲113	▲31	▲82	▲282	▲92	▲190	▲188	▲63	▲124	▲8	▲11	3
総原価 ※1	6,792	5,277	1,515	17,779	10,480	7,299	53,563	42,478	11,085	5,737	2,833	2,904	11,018	6,971	4,047	4,836	3,437	1,399	1,732	967	765

※1 送配電関連費を除く。

値上げ幅 ※2	1,763	1,307	34.87%	3,494	2,628	32.94%	12,985	10,042	29.31%	584	401	45.84%	1,365	1,039	31.33%	769	600	28.08%	830	577	43.81%
----------------	-------	-------	---------------	-------	-------	---------------	--------	--------	---------------	-----	-----	---------------	-------	-------	---------------	-----	-----	---------------	-----	-----	---------------

※2 規制料金の対象原価。

※3 北海道は託送料金の値上げ幅(2.70%)を含む。

標準的な家庭における電気料金の試算結果

- 各事業者の申請内容に基づき、**標準的な家庭における電気料金**（使用量を30A・400kWh／月と想定）**の月額**を試算すると、以下のとおり。

	北海道	東北	東電EP	北陸	中国	四国	沖縄
現行	15,662円 (39円/kWh)	13,475円 (34円/kWh)	14,444円 (36円/kWh)	11,155円 (28円/kWh)	13,012円 (33円/kWh)	12,884円 (32円/kWh)	14,074円 (35円/kWh)
今回申請	20,455円 (51円/kWh)	17,601円 (44円/kWh)	18,431円 (46円/kWh)	16,158円 (40円/kWh)	16,959円 (42円/kWh)	16,276円 (41円/kWh)	19,418円 (49円/kWh)
値上げ率	+31%※	+31%	+28%	+45%	+30%	+26%	+38%

※ 託送料金の値上げ影響を含めた場合は、「+32%」。

各事業者の申請概要に係る説明資料

- 北海道電力・・・料金制度専門会合（第34回）資料 6 – 1 参照
(https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_electricity/pdf/0034_06_01.pdf)
- 東北電力・・・・・・料金制度専門会合（第28回）資料 6 – 1 参照
(https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_electricity/pdf/0028_06_01.pdf)
- 東京電力・・・・・・料金制度専門会合（第34回）資料 6 – 2 参照
(https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_electricity/pdf/0034_06_02.pdf)
- 北陸電力・・・・・・料金制度専門会合（第28回）資料 7 – 1 参照
(https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_electricity/pdf/0028_07_01.pdf)
- 中国電力・・・・・・料金制度専門会合（第28回）資料 8 – 1 参照
(https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_electricity/pdf/0028_08_01.pdf)
- 四国電力・・・・・・料金制度専門会合（第28回）資料 9 – 1 参照
(https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_electricity/pdf/0028_09_01.pdf)
- 沖縄電力・・・・・・料金制度専門会合（第28回）資料 10 – 1 参照
(https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_electricity/pdf/0028_10_01.pdf)

【参考】石炭価格の推移

- 2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻が、石炭の市場価格に大きな影響を与え、過去10年間で最も高い水準で推移。



※1：財務省 貿易統計（概況品コード：3010105）を集計。

【参考】LNG価格の推移

- 2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻に伴って、ロシアから欧州へのパイプライン経由の天然ガスの供給が減少し、価格が急騰。
- LNGの市場価格は、過去10年で最も高い水準で推移。

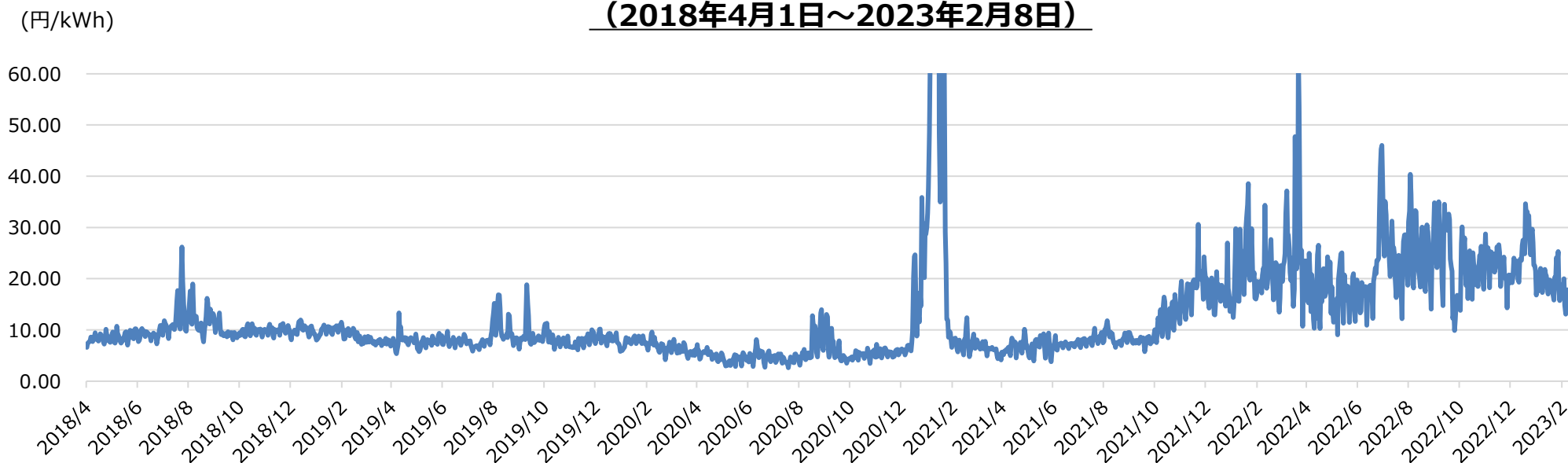


※1：財務省 貿易統計（概況品コード：3050103 液化天然ガス）を集計。

【参考】スポット市場価格の推移

- システムプライスの1日平均価格は、2020年冬の高騰まで10円/kWh前後で推移していたが、足元では**20円/kWhの水準で推移**。また、今年度においても、**最高値が100円/kWhを記録**したコマがあったところ。

スポット市場 システムプライスの1日（48コマ）平均価格
(2018年4月1日～2023年2月8日)



(参考) システムプライス平均値

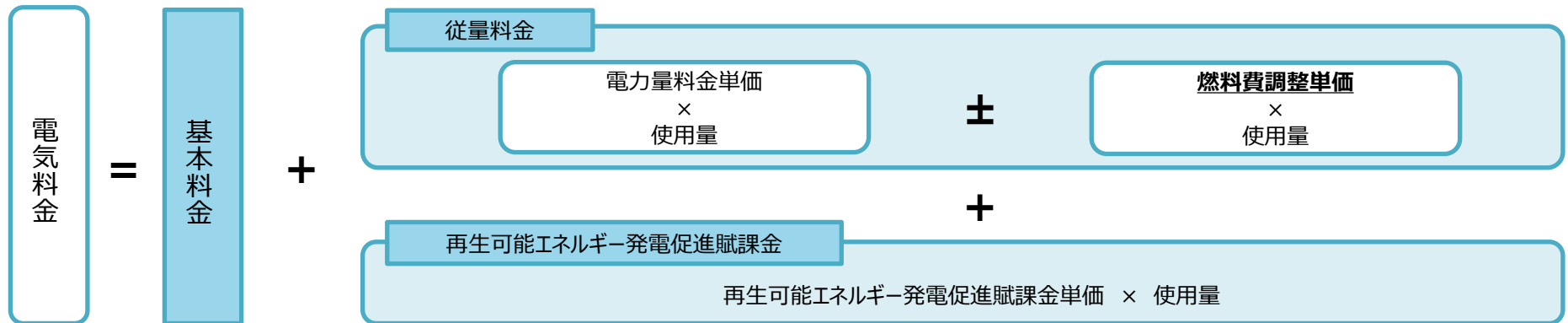
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (~2/8)
システムプライス平均値	9.8	7.9	11.2	13.5	21.8
システムプライス最高値	75.0	60.0	251.0	80.0	100.0

※：日本卸電力取引所（JEPX）のHPより事務局作成。システムプライス最高値はコマ別の最高価格を記載。

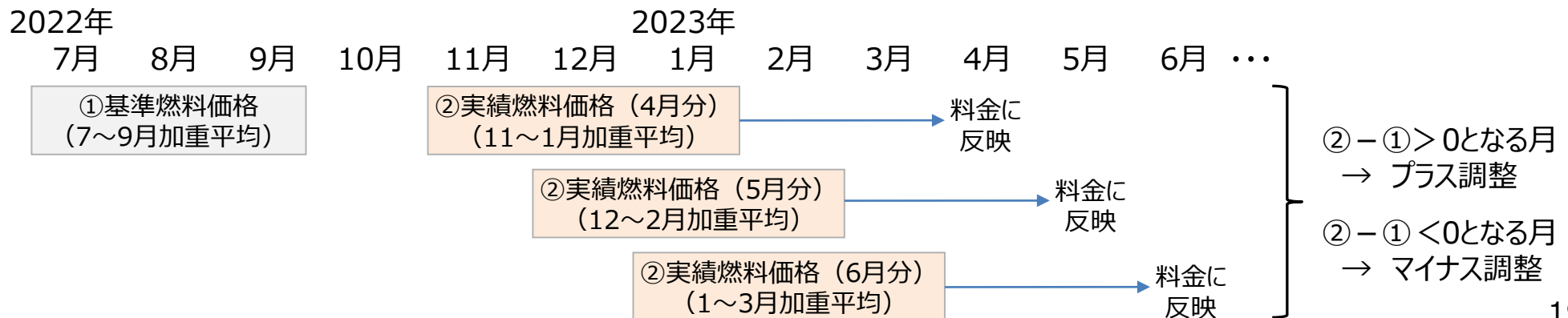
燃料費調整制度の概要

- 燃料費調整制度は、原油・LNG・石炭の燃料価格（為替を反映した円建ての日本着ベースの価格）の変動を、毎月の電気料金に反映する仕組み。
- ①料金申請の直前3か月の貿易統計価格に基づいて算定した「基準燃料価格」と、②各月の3～5か月前の貿易統計価格に基づいて算定した「実績燃料価格」の差を、燃料費調整単価に換算し、月々の電気料金に反映（※ただし、規制料金では、反映可能な範囲に上限有り）。

【電気料金の構成】



【燃料費調整の考え方】（※「2022年11月申請、2023年4月料金改定」の場合）



【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則

(燃料費調整制度)

第四十条 事業者は、(中略) 契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額(同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあっては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額)に第四項の規定により算定される基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額(以下「調整」という。)を行わなければならない。

- 2 基準平均燃料価格**は、**改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款の認可の申請の日**(中略)若しくは日法第十九条第四項の規定により変更しようとする特定小売供給約款の届出の日において公表されている**直近三月分**(直近一月分を用いることができない合理的な理由があるときは、その前の直近三月分)の**小売電気事業等の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス**(輸入されたものに限る。以下「燃料」という。)ごとの**円建て貿易統計価格**(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。)の平均値に、小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量(メガジュールで表した量をいう。以下同じ。)を当該燃料の一キログラム当たりの発熱量で除して得た値(石油にあっては、一)に原価算定期間において小売電気事業等の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの(次項において「換算係数」という。)を乗じて得た額を合計した額とする。
- 3 実績平均燃料価格**は、**調整を行う月の五月前から三月前までの期間において小売電気事業等の用に供した燃料ごとの円建て貿易統計価格**の平均値に、換算係数を乗じて得た額の合計額とする。
- 4 基準調整単価**は、千円を単位として調整すべき一キロワット時当たりの単価として、原価算定期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和を小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量で除して得た値を当該期間における販売電力量で除して得た値を基に契約種別ごとに定めた単価であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たものとする。

燃料費調整制度における上限が無かった場合の料金水準

- 現行料金における電源構成等を変更せず、平均燃料価格のみ「燃料費調整制度で料金に反映可能な範囲に係る上限」が無かったと仮定した場合の料金水準について、各事業者に試算を依頼したところ、その結果は以下のとおり。

	標準モデル (30A・400kWh)					事業者の平均モデル (30A) ※1				
	料金 (円)			今回申請の値上げ率		料金 (円)			今回申請の値上げ率	
	現行	上限無し	今回申請	対現行	対上限無し	現行	上限無し	今回申請	対現行	対上限無し
東北電力	13,475	17,115	17,601	+31%	+3%	8,565	10,931	11,282	+32%	+3%
北陸電力	11,155	14,303	16,158	+45%	+13%	6,402	8,212	9,098	+42%	+11%
中国電力	13,012	17,481	16,959	+30%	▲3%	8,029	10,934	10,428	+30%	▲5%
四国電力	12,884	16,348	16,276	+26%	▲0%	7,915	10,166	10,120	+28%	▲0%
沖縄電力	14,074	19,673	19,418	+38%	▲1%	8,847	12,487	12,320	+39%	▲1%

(※1) 平均モデル：北陸電力は「30A・230kWh」、その他は「30A・260kWh」

※3と※5の合計値 ※4と※5の合計値

【参考】「現行料金」と「上限無し料金」の算出諸元 (標準モデル/30A・400kWh)

	燃料費調整額 算出諸元						燃料費調整額 [D×400kWh] [円]		約款料金 + 再エネ賦課金 [円]
	A 基準燃料価格 [円/kL]	B 平均燃料価格※2 [円/kL]		C 基準単価 [円/kWh]	D 燃調単価 [円/kWh]		現行※3	上限無し※4	
	現行&上限無し	現行 (上限[A×1.5])	上限無し	現行&上限無し	現行 [(B-A)×C/1,000]	上限無し [(B-A)×C/1,000]			
東北電力	31,400	47,100	88,300	0.221	3.47	12.57	1,388	5,028	12,087
北陸電力	21,900	32,900	81,800	0.161	1.77	9.64	708	3,856	10,447
中国電力	26,000	39,000	84,600	0.245	3.19	14.36	1,276	5,744	11,736
四国電力	26,000	39,000	83,200	0.196	2.55	11.21	1,020	4,484	11,864
沖縄電力	25,100	37,700	82,000	0.316	3.98	17.98	1,592	7,192	12,482

(※2) 平均燃料価格は、2022年7月～9月の貿易統計価格に基づき算出 (採録期間は、各事業者とも、申請料金の燃料費採録期間と同じ)。